

処分基準

平成17年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の10
処 分 概 要 : 確認事務受託対象法人の登録の取消し
原権者(委任先) : 石川県公安委員会
法令の定め :
<p>処 分 基 準 :</p> <p>登録法人に道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。</p> <p>なお、次のような場合は、登録を取り消さないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li> </ul>
問い合わせ先 : 石川県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話076-225-0110内線5154)
備 考 :